

げるものに限ります。なお、「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」から90日を超えますと、利用停止請求をすることはできません。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法以外の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 各欄に必要事項を記載し、該当する番号に○印を付けてください。
- 3 「利用停止請求の理由」は、なるべく具体的に記載してください。
- 4 本人が利用停止請求をする場合は、運転免許証、健康保険被保険者証その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が利用停止請求をする場合は、戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）及び法定代理人が本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 6 本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合は、委任状その他の代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）及び代理人が本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 7 利用停止請求書を郵送する方法により利用停止請求を行う場合には、4から6までにかかわらず、利用停止請求書と併せて、次に掲げる書類を提出してください。
 - (1) 利用停止請求をする本人、法定代理人又は本人の委任による代理人が本人であることを証明する書類を複写機により複写したもの
 - (2) 利用停止請求をする者の住民票の写しその他その者が(1)の書類に記載された本人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）
 - (3) 法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人であることを証明する書類
 - (4) 本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合には、代理人であることを証明する書類
- 8 ※印の欄は、記載しないでください。